

令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き 年度またぎ事業 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改訂箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後																		
13 3-4	<p>・普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド 充電設備の出力1kW<sup>(注9)</sup>に対する補助金申請額が少ない順に選定する。</p> <table border="1" data-bbox="365 810 1182 1058"> <thead> <tr> <th>選定優先順位<sup>(注7)</sup></th> <th>設置場所区分</th> <th>充電設備の出力区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>分譲、分譲+賃貸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>賃貸</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	選定優先順位 <sup>(注7)</sup>	設置場所区分	充電設備の出力区分	1	分譲、分譲+賃貸	—	2	賃貸	—	<p>・普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド 充電設備の出力1kW<sup>(注9)</sup>に対する補助金申請額が少ない順に選定する。</p> <table border="1" data-bbox="1223 810 2040 1058"> <thead> <tr> <th>選定優先順位<sup>(削除)</sup></th> <th>設置場所区分</th> <th>充電設備の出力区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>分譲、分譲+賃貸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>賃貸</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	選定優先順位 <sup>(削除)</sup>	設置場所区分	充電設備の出力区分	1	分譲、分譲+賃貸	—	2	賃貸	—
選定優先順位 <sup>(注7)</sup>	設置場所区分	充電設備の出力区分																		
1	分譲、分譲+賃貸	—																		
2	賃貸	—																		
選定優先順位 <sup>(削除)</sup>	設置場所区分	充電設備の出力区分																		
1	分譲、分譲+賃貸	—																		
2	賃貸	—																		
92 12-1	<p>(1) 交付申請時点でマンション等が着工前または工事中であり、竣工日<sup>(追記)</sup>が令和7年度であるマンション等であること。ただし、工事完了年月日が令和6年度以前であり、工事の遅延等により工事完了年月日が令和7年度となる場合も可とする。</p>	<p>(1) 交付申請時点でマンション等が着工前または工事中であり、竣工日<sup>(完了検査済証の発行日)</sup>が令和7年度であるマンション等であること。ただし、工事完了年月日が令和6年度以前であり、工事の遅延等により工事完了年月日が令和7年度となる場合も可とする。</p>																		

(参考)

令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」  
 申請の手引き 年度またぎ事業において、業務実施細則を「第1期」および「第2期」より  
 以下を改訂しておりますのでご確認ください。

(下線部改訂箇所)

ページ・ 項目	改訂前	改訂後
159	<a href="#">(追記)</a>	<u>改定 令和6年10月10日</u>
160	<a href="#">(追記)</a>	<p><u>十四 「バリアフリー公募」とは、経済産業省及び国土交通省において策定された「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の中で設置が優先されている不特定多数の者が利用する施設に設置された既設の急速の公共用充電設備について、ユニバーサルデザイン・バリアフリー要件を満たせる充電設備周辺の改修・撤去等工事にかかる費用を補助する事業のことをいう。ただし、対象となる既設の急速の公共用充電設備は、センターが執行した充電インフラに関する補助金の交付を受けて「高速道路SA・PA」等及び「道の駅」に設置されたものに限るものとする。</u></p> <p><u>なお、「バリアフリー公募」の補助金を交付する業務については、センターが別に定める。</u></p>

ページ・ 項目	改 訂 前					改 訂 後																														
160	<a href="#">(追記)</a>					<p><u>十五 「年度またぎ事業」とは、財政法第15条に基づき、国会の議決を経て、次年度以降（原則5年以内）にも効力が継続する債務を負担する行為である「国庫債務負担行為分」による、充電設備設置の施工期間が長期となる令和6年度、令和7年度の2か年にまたがる事業のことをいう。</u></p> <p><u>なお、「年度またぎ事業」の補助金を交付する業務については、センターが別に定める。</u></p>																														
165	<a href="#">(追記)</a>					<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。</u></p> <p><u>2. この実施細則は、令和6年10月10日から適用する。</u></p>																														
173 (別表3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 874 495 1023">選定区分</th> <th data-bbox="495 874 656 1023">充電設備の種類</th> <th data-bbox="656 874 835 1023">交付申請期間 (注1)</th> <th data-bbox="835 874 1014 1023">交付決定期間 (注1)</th> <th data-bbox="1014 874 1189 1023">実績報告 期限日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 1023 495 1230" rowspan="2">令和6年 第2期</td> <td data-bbox="495 1023 656 1230">急速充電設備</td> <td data-bbox="656 1023 835 1230">令和6年 8月</td> <td data-bbox="835 1023 1014 1230">令和6年 11月</td> <td data-bbox="1014 1023 1189 1437" rowspan="2">令和7年 1月31日(金)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 1230 656 1437">普通充電設備</td> <td data-bbox="656 1230 835 1437">令和6年 8月 ～ 9月<u>中旬</u></td> <td data-bbox="835 1230 1014 1437">令和6年 11月～ 12月中旬</td> </tr> </tbody> </table>					選定区分	充電設備の種類	交付申請期間 (注1)	交付決定期間 (注1)	実績報告 期限日	令和6年 第2期	急速充電設備	令和6年 8月	令和6年 11月	令和7年 1月31日(金)	普通充電設備	令和6年 8月 ～ 9月 <u>中旬</u>	令和6年 11月～ 12月中旬	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 874 1355 1023">選定区分</th> <th data-bbox="1355 874 1516 1023">充電設備の種類</th> <th data-bbox="1516 874 1695 1023">交付申請期間 (注1)</th> <th data-bbox="1695 874 1874 1023">交付決定期間 (注1)</th> <th data-bbox="1874 874 2049 1023">実績報告 期限日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 1023 1355 1230" rowspan="2">令和6年 第2期</td> <td data-bbox="1355 1023 1516 1230">急速充電設備</td> <td data-bbox="1516 1023 1695 1230">令和6年 8月<u>19日(月)</u> ～ <u>9月2日(月)</u></td> <td data-bbox="1695 1023 1874 1230">令和6年 11月</td> <td data-bbox="1874 1023 2049 1437" rowspan="2">令和7年 1月31日(金)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 1230 1516 1437">普通充電設備</td> <td data-bbox="1516 1230 1695 1437">令和6年 8月<u>19日(月)</u> ～ <u>9月17日(火)</u></td> <td data-bbox="1695 1230 1874 1437">令和6年 11月～ 12月中旬</td> </tr> </tbody> </table>					選定区分	充電設備の種類	交付申請期間 (注1)	交付決定期間 (注1)	実績報告 期限日	令和6年 第2期	急速充電設備	令和6年 8月 <u>19日(月)</u> ～ <u>9月2日(月)</u>	令和6年 11月	令和7年 1月31日(金)	普通充電設備	令和6年 8月 <u>19日(月)</u> ～ <u>9月17日(火)</u>	令和6年 11月～ 12月中旬
選定区分	充電設備の種類	交付申請期間 (注1)	交付決定期間 (注1)	実績報告 期限日																																
令和6年 第2期	急速充電設備	令和6年 8月	令和6年 11月	令和7年 1月31日(金)																																
	普通充電設備	令和6年 8月 ～ 9月 <u>中旬</u>	令和6年 11月～ 12月中旬																																	
選定区分	充電設備の種類	交付申請期間 (注1)	交付決定期間 (注1)	実績報告 期限日																																
令和6年 第2期	急速充電設備	令和6年 8月 <u>19日(月)</u> ～ <u>9月2日(月)</u>	令和6年 11月	令和7年 1月31日(金)																																
	普通充電設備	令和6年 8月 <u>19日(月)</u> ～ <u>9月17日(火)</u>	令和6年 11月～ 12月中旬																																	

ページ・ 項目	改訂前					改訂後				
	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">バリアフリー公募 (注2)</a>	<a href="#">既設の急速の 公共用 充電設備 (注3)</a>	<a href="#">令和6年 10月17日(木) ～ 11月11日(月)</a>	<a href="#">令和6年 11月</a>	<a href="#">令和7年 1月31日(金)</a>
	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">(追記)</a>	<a href="#">年度 またぎ 事業</a>	<a href="#">急速充電 設備 普通充電 設備</a>	<a href="#">令和6年 10月17日(木) ～ 11月11日(月)</a>	<a href="#">令和6年 12月 ～ 令和7年 1月</a>	<a href="#">令和8年 1月16日(金) (注4)</a>
	<a href="#">(追記)</a>					<p><a href="#">注2. 選定対象外とする。交付申請等については第2条第十四号に基づきセンターが別に定める。</a></p> <p><a href="#">注3. センターが執行した充電インフラに関する補助金の交付を受けて「高速道路SA・PA」等及び「道の駅」に設置された急速の公共用充電設備に限る。</a></p>				
174	<a href="#">(追記)</a>					<p><a href="#">注4. ただし、国の会計年度をまたぐため令和7年4月1日(火)から令和7年4月10日(木)までのあいだに交付規程第12条第1項に規定する実績の報告に準じる報告を同規程第11条に規定する状況等報告書をもってセンターにすること。</a></p>				
175	<p><a href="#">注2:</a></p> <p><a href="#">注3:</a></p> <p><a href="#">注4:</a></p>					<p><a href="#">注5:</a></p> <p><a href="#">注6:</a></p> <p><a href="#">注7:</a></p>				

ページ・ 項目	改訂前	改訂後
177	注 <u>5</u> ： 注 <u>6</u> ：	注 <u>8</u> ： 注 <u>9</u> ：
178	注 <u>7</u> ：	注 <u>10</u> ：